

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」を踏まえた取組の推進について、依頼するものです。

5 教参学第 1 5 号
令和 5 年 6 月 1 4 日

各都道府県教育委員会担当課長
各政令指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
学校設置会社を所轄する各地方公共団体の
学校設置会社担当課長 殿
各国公立大学法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

安里 賀奈子

(公印省略)

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」
を踏まえた取組の推進について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」（令和 5 年 6 月 13 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針」という。）を策定しました。

重点方針では、基本的な考え方として、男女共同参画社会基本法に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「5 次計画」という。）」を着実に実行した上で、5 次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、「Ⅰ女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて」、「Ⅱ女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」、「Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「Ⅳ女性の登用目標達成（第 5 次男女共同参画基本計画の着実な実行）」について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。

重点方針の概要については、別添 1 のとおり、全文は下記内閣府 web サイトを御参

照くください。

文部科学行政関連記載については、別添2のとおり、

- ・ 児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消や、幼児期から固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための、教育環境の整備に資する取組（上記Ⅱ関係）
- ・ 生命（いのち）の安全教育の推進（上記Ⅲ関係）
- ・ 学校における健康教育の充実や、女性アスリートが健康かつ安心して競技スポーツを継続できる環境の整備のための取組（上記Ⅲ関係）
- ・ 女子中高生の理系分野に対する興味関心を喚起し、教員や保護者の理系進路選択に関する理解促進を行う大学等の支援（上記Ⅳ関係）
- ・ 小・中・高校等の校長・副校長等に占める女性割合の向上に向けた取組（上記Ⅳ関係）

等に重点的に取組むこととしておりますので、各地方公共団体・各学校設置者におかれ
ては、重点方針の趣旨の御理解と取組への積極的な御協力をお願いします。

特に、「生命（いのち）の安全教育」については、令和5年度より全国展開を推進し
ているところです。令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、性犯罪・性暴力
に関する対応として、「生命（いのち）の安全教育」を実施することが明記されまし
た。改めて教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校において、
これらを活用しながら「生命（いのち）の安全教育」の積極的な取組が行われるよう
促していただくと幸いです。

また、教職員や児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に
向けて、教員向けの研修プログラム（参考3・4参照）や、小・中学生を対象にした
教材及び指導の手引き等（参考5参照）をホームページで公開しています。小中学生
の段階でこれらの意識を植え付けないことは子供たちの可能性を引き出す上で非常
に重要です。教員向けの校内研修や、授業での活用、児童生徒・保護者への資料配布
等に是非お役立てください。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、市（指定都市を除く。）
区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）
に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、各都道
府県私立学校主管部課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革
特別区域法第12条第1項を受けた学校設置会社を所轄する各地方公共団体の学校設
置会社担当課におかれては、所管の学校設置会社に対して、国公立大学法人担当課に
おかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社担当課にお
かれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれて

は、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれては、その設置する高等専門学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の専修学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

(参考)

【参考1：女性活躍・男女共同参画の重点方針2023について】

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>



【参考2：生命(いのち)の安全教育の取組について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



【参考3：男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムについて】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



【参考4：独立行政法人教職員支援機構 学校における男女共同参画の推進：校内研修シリーズ No117】

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>



【参考5：学校と地域で育む男女共同参画について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm



以上

[本件連絡先]

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係
電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）
メールアドレス：danjo@mext.go.jp

I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進（⇒詳細はP2参照）

社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠であるとともに、イノベーションの創出と事業変革の促進を通じて企業の持続的な成長、ひいては日本経済の発展に資することを踏まえ、女性の活躍をけん引するため、下記のような施策を講じる。

① プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等

- ・ 令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組を進める。
- ①2025年を目標に、女性役員を1名以上選任するよう努める。②2030年までに、女性役員を30%以上とすることを旨とする。③左記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。
- ・ あわせて、企業経営を担う女性リーダー研修の更なる充実、リスキリングによる能力向上支援、好事例の横展開など、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へと女性登用のパイプラインの構築に向けた取組の支援を行う。

② 女性起業家の育成・支援

- ・ ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援のため、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を20%以上とすることを旨とする。
- ・ あわせて、女性起業家のためのネットワークの充実、女性起業家による資金調達への支援等を行う。

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化（⇒詳細はP3参照）

男女が家事・育児等を分担して、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向けて、また、女性に多い非正規雇用労働者や経済的に厳しいひとり親世帯の現状等を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組をあらゆる観点から進めることとし、下記のような施策を講じる。また、仕事と健康の両立による女性の就業継続を支援する。

① 平時や育児期を通じた多様で柔軟な働き方の推進

- ・ 長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援の取組の加速、多様な正社員制度の普及促進等に取り組む。
- ・ 「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。

② 女性デジタル人材の育成などリスキリングの推進

- ・ デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進、女性デジタル人材育成プランの実行等に取り組むなど、リスキリングのための環境を整備する。

③ 地域のニーズに応じた取組の推進

- ・ 地域のニーズに応じた女性活躍を支える各地の男女共同参画センターの機能強化を図るとともに、独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）による各センターへのバックアップの強化等を図るため、同法人の主管の内閣府への移管や、同法人及び各地のセンターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

⇒これらの取組により、いわゆる「L字カーブ」（右図参照）が生じる背景にある構造的な課題（※）の解消を目指す。

（※）長時間労働を中心とした労働慣行、女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、固定的な性別役割分担意識等

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現（⇒詳細はP4参照）

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現するため、下記のような施策を講じるほか、ハラスメント対策や、政策決定過程のあらゆる段階における女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を反映するための取組、平和・安全保障の分野における女性の参画に取り組む。

① 配偶者等からの暴力への対策の強化

- ・ 配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行（令和6年4月）に向けた環境整備等に取り組む。

② 性犯罪・性暴力対策の強化

- ・ 被害が潜在化・深刻化しやすい子どもを始め、多様な被害者がためらうことなく相談できるよう相談先等の周知を徹底する。
- ・ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」や「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策を着実に実行する。

③ 困難な問題を抱える女性への支援

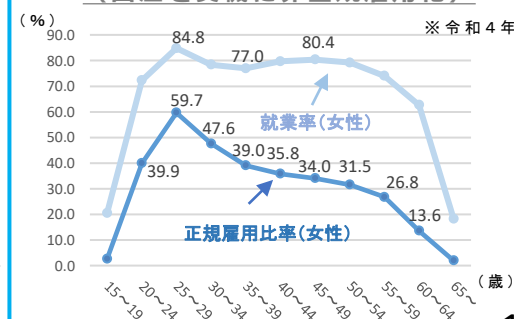
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行（令和6年4月）に向けた支援体制の整備等を図る。

④ 生涯にわたる健康への支援

- ・ 「女性の健康」ナショナルセンターの創設、事業主健診の充実、フェムテックの利活用、生理休暇制度の普及促進、女性アスリートが抱える健康課題等に取り組む。

⑤ 地域のニーズに応じた取組の推進（再掲）

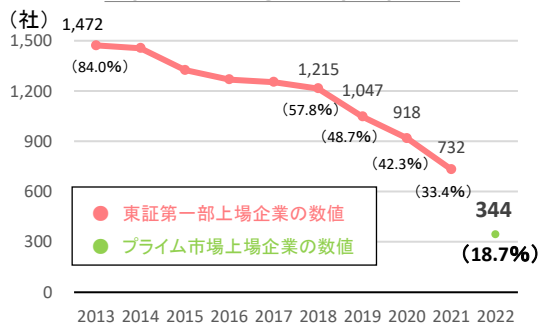
L字カーブ
女性の正規雇用比率は30代以降低下
（出産を契機に非正規雇用化）



(1) 企業における女性登用の加速化

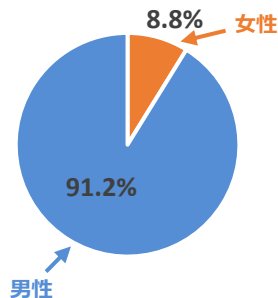
女性役員がいない企業数・割合

プライム市場上場企業で
女性役員がいない企業は約2割



J-Startup選定企業における 女性経営者の割合 (注)

女性経営者の割合は8.8%



(2) 女性起業家の育成・支援

①段階ごとの課題に対する有機的な女性起業家への支援

- 外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム (J-Startup) において、女性起業家の割合を20%以上とすることを目指す。
- 全国ネットワークである「わたしの起業応援団」について支援機関のスキル見える化、地域金融機関との連携を含めた地域ごとの支援拡充。
- 産業革新投資機構による女性キャピタリストを採用・育成する民間ファンドや女性起業家に積極的に投資する方針の民間ファンドへの出資等を促進。

②女性起業家育成・支援のためのエコシステムの整備

- 現状、実態を捉えた定量的なデータが不足していることから、実態把握に向けたパイロットのアンケート調査を実施し、対外発信。

(3) 地方・中小企業における女性活躍の促進

①中小企業向け補助金における優遇による両立支援に向けた取組

- 中小企業向け補助金において、女性活躍や子育て支援に取り組む企業を採択審査において加点する優遇措置を広げていく。

②中小企業を含む企業経営者等のアンコンシャス・バイアスの解消・行動変容を促すコンテンツの開発・普及

- 企業の経営者等に向けた研修用のコンテンツにより、アンコンシャス・バイアスを解消し、行動の変容を促す。

③地域金融機関を通じた女性経営人材のマッチング支援の促進

- 大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れを創出し、転籍、兼業・副業、出向等、様々な形態での地域企業の経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」の女性経営人材向けの周知広報。

④女性活躍に取り組む中小企業の好事例の横展開等

- 女性活躍の要素を重視した取引先の選定など、中小企業を始めとして社会全体で女性活躍を促し合う取組の普及・拡大。
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の地域シンポジウムを全国各地で開催し、各地域のネットワーク形成、好事例の横展開。

①プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等

- 令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組。
 - 2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める。
 - 2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指す。
- 上記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。
- コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムに基づき、取締役会や中核人材の多様性向上に向けた追加的な施策の検討。

②パイプラインの構築に向けた取組の支援

- 企業経営を担う女性リーダー人材の育成を目的とした研修の企業横断メンタリングプログラムの活用を含めた更なる拡充。
- リスキリングによる能力向上支援のため雇用保険の教育訓練給付に関して高い賃金が獲得できる分野等について拡充を検討。
- 多様な人材が登用される環境づくりの推進に向け好事例の横展開、企業経営者が取組にコミットする場の設定、多様なロールモデルの提示。

③アセットオーナー等機関投資家によるスチュワードシップ活動の実質化

- 年金等のアセットオーナーにおける体制の拡充等のスチュワードシップ活動の実質化に向けた課題の解決に向け、取組を促進。

④5次計画における役員に占める女性割合に関する成果目標の策定

- 令和5年中に、令和7年までのプライム市場上場企業の役員(全体)に占める女性割合に関する成果目標を策定。

(注) J-Startup選定企業とは経済産業省が2018年6月に立ち上げた政府機関と民間の支援プログラムに基づき、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦により、外部審査委員会での厳正な審査により選ばれたスタートアップ企業のこと。J-Startup選定企業238社における、女性経営者の割合(2023年5月時点)。

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

(1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消

○企業の労働慣行の見直し

①平時からの多様で柔軟な働き方の推進

- ・長時間労働慣行の是正に向けた的確な監督指導、労働基準法の令和6年度からの全面施行に向け法制度の周知を徹底し、必要な支援を実施。
- ・労働者に対する就業場所・業務の変更の範囲を明示する新しいルールを令和6年4月より施行。
- ・投資家の評価を利用した両立支援の取組の加速のため、女性活躍に優れた企業を選定するなどでしこ銘柄を活用、両立支援に積極的な企業を選定。
- ・多様な正社員制度の普及促進に向けた好事例の周知や専門家による導入支援、選択的週休3日制の導入促進。
- ・勤務間インターバル制度の導入率向上に向けたアウトリーチ型のコンサルティング、導入による効果の把握とその効果的な周知の検討。

②育児期における休暇取得や柔軟な働き方の推進

- ・「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化。
- ・こどもが2歳未満の期間に、時短勤務の活用を促すための給付を創設。
- ・こどもが病気の際などに休みやすい環境整備を検討。
- ・育児・介護休業法における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討。

③仕事と介護の両立に関する課題への取組

- ・仕事と介護の両立に関する「事前の心構え」と「基礎知識」の獲得を促すため、両立支援制度の情報提供や介護保険制度の更なる周知を検討。

○外部サービス利用の普及による家事・育児負担の軽減

- ・ベビーシッターの保育の質の確保・向上。
- ・家事支援サービス利用の信頼性向上のためサービス提供事業者の認証制度の在り方、企業の福利厚生としてのサービス提供に向けた方策を検討。

○女性のキャリア意識をめぐる課題の解消

- ・女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討。短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに取り組むとともに、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直し。

- ・各教育委員会に対し、固定的な性別役割分担意識等を払しょくするための教員研修プログラムの活用促進。理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢に自由な希望を抱けるようにするための幼児期からの教育環境の整備。

(2) 男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応

- ・開示を行った各企業における課題の的確な把握・分析とその結果を踏まえた格差の是正に向けた取組を支援。常時雇用労働者101人から300人の事業主への公表義務の対象拡大を検討。
- ・国・地方公共団体の開示はサイトの整備を通じて更なる「見える化」。

(3) 非正規雇用労働者の正規化及び処遇改善等

- ・非正規雇用労働者の正規化を進める事業主に対する助成を拡充。企業が雇用形態を問わず訓練を実施することを支援、労働者個人への支援も拡充。
- ・同一労働同一賃金の遵守の徹底のため企業への一層の働きかけ。
- ・地方公共団体の会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」の令和6年4月の施行に向け必要な助言。

(4) 女性デジタル人材の育成等

- ・デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進。
- ・多様化する就労形態に関する知識向上を目的とした地方公共団体によるセミナー等の取組を地域女性活躍推進交付金で支援。
- ・「女性デジタル人材育成プラン」の実行。

(5) 地域のニーズに応じた取組の推進

- ・「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」に盛り込まれた機能強化に係る施策・取組について令和5年度より実施可能なものから計画的に実施。機能強化を図るための所要の法案の令和6年通常国会への提出を目指す。
- ・地域女性活躍推進交付金を始めとする国の支援策を活用して、ジェンダーギャップを解消するための地方公共団体の効果的な取組を支援。

(6) ひとり親家庭支援

- ・養育費受領率目標の達成^(注)に向け、周知・広報等による意識改革や相談体制整備、プッシュ型支援、離婚前後親支援モデル事業の活用促進などの取組。
- ・離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについての検討の進展状況等を踏まえ、必要に応じて養育費受領率目標の見直し。
- ・高等職業訓練促進給付金の一層の利用促進。

(注) 希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に、全体の受領率（養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率）を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す。

(1) 配偶者等からの暴力への対策の強化

配偶者暴力防止法改正法（令和5年法律第30号）の概要

- 1 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化
 - ・ 接近禁止命令等を申し立てることができる被害者の範囲の拡大
 - ・ 接近禁止命令等の期間の伸長
 - ・ 電話等禁止命令の対象行為の追加 等
- 2 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充
 - (1) 被害者の自立支援のための施策
 - (2) 国・地方公共団体・民間団体の連携・協力
- 3 協議会の法定化

- ・ 令和6年4月の配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行を図るため、国が定める基本方針の改定や下位法令の整備、改正法の周知広報、相談員等の関係者を対象とする研修を実施。
- ・ 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向けて更なる周知広報に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を一層周知。
- ・ 配偶者暴力対策と児童虐待対策について、改正法による多機関連携や法定協議会の設置により、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進。
- ・ 加害者プログラムについて、令和4年度までの試行によって得られた知見に基づいて取りまとめた留意事項を踏まえ、各地域における実施を推進。
- ・ 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について、若年層への教育及び広報啓発を推進。
- ・ ストーカー対策について、相談体制の充実、一時避難所確保のため必要な連携体制整備等を推進。

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

- ・ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用、再犯防止施策の更なる充実、被害申告・相談をしやすい環境の整備等に取り組む。
- ・ ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実に向けて、地域における関係機関の連携強化のためのネットワーク作りを加速。
- ・ 「AV出演被害防止・救済法」による出演被害の防止及び被害者の救済。
- ・ 「生命（いのち）の安全教育」について全国展開を加速化。
- ・ 「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行。
- ・ 社会全体への啓発のため、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広報活動を展開。被害が潜在化・深刻化しやすいこどもを始め、多様な被害者がためらうことなく相談できるよう相談先等の周知を徹底。

(3) ハラスメント防止対策

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に向けたパンフレット等による周知、事業主の措置義務・望ましい取組の内容及び外部相談窓口の周知。
- ・ 就職活動中の学生に対するハラスメントの防止のため、各大学における取組の好事例の発信や相談窓口の周知等を一層強化。
- ・ 高等教育機関におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の推進。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月の円滑な施行に向けて、各都道府県での支援体制の計画的な整備、女性相談支援員の人材の確保・養成・処遇改善の推進などを図る。

(5) 生涯にわたる健康への支援

- ・ 生理の貧困への対応として、地域女性活躍推進交付金により生理用品を提供した事例や各地方公共団体による独自の取組の調査・公表。
- ・ 事業主健診に係る問診に月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加、産業保健体制の充実。
- ・ フェムテックを利活用し、企業、医療機関、自治体等が連携して行う実証事業への支援、全事業の効果測定を実施。
- ・ 生理休暇制度の普及促進のための方策について検討。
- ・ 健康経営優良法人認定制度を通じた、女性の健康支援に取り組む企業が評価される仕組みの促進。
- ・ 学校における健康教育の充実、健康診断の保健調査票の活用により女子児童生徒の月経随伴症状等の健康状態を把握し、保健指導等の実施。
- ・ 女性の健康に関するナショナルセンターとして国立成育医療研究センターに研究の司令塔機能をもたせ、最新のエビデンスの収集・情報提供。
- ・ 女性アスリートが抱える健康課題等への支援体制の整備や理解促進、指導現場におけるハラスメント行為等の根絶。スポーツ団体における女性理事の目標割合の設定、その達成に向けた具体的な方策等の取組の促進。

(6) 行政運営を補佐する合議体の委員構成における性別の偏りの解消

- ・ 各行政機関において開催される複数の外部有識者が含まれるあらゆる合議体において、その外部有識者たる構成員に性別の偏りが無いよう努める。

(7) 「女性・平和・安全保障（WPS）」への取組強化

- ・ 「第3次女性・平和・安全保障行動計画」に基づく取組を着実に実施。

(8) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

（1）5次計画の中間年フォローアップ

- 5次計画の全ての成果目標につき現在の進捗状況を把握した上で、残る計画期間内に取り組むべき事項について検討。

（2）政治分野

- 女性候補者に係る数値目標の設定や候補者の選定方法の改善等について、各政党に対し、自主的な取組の実施を要請。
- 議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要に応じて助言を行うとともに、先進事例の情報提供。

（3）行政分野

- テレワークの更なる浸透と定着を図るとともに、職員個人の働き方を更に柔軟化する観点から、フレックスタイム制等について必要な対応。

（4）経済分野

- 全国の商工会及び商工会議所における役員の種別ごとの女性割合の「見える化」を継続、役員的女性割合を増加させるために取り組んでいる商工会又は商工会議所を把握し、その取組の継続を図る。

（5）科学技術・学術分野

項目	現状	成果目標
大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合	理学系：8.7% 工学系：5.7%（2019年）	理学系：12.0% 工学系：9.0%（2025年）
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系：14.5% 工学系：16.3%（2020年）	理学系：20% 工学系：15%（2025年）
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：27.8% 工学部：15.8%（2022年）	前年度以上（毎年度）

- 理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保のため、大学が民間企業等と連携して行う取組を大学の体制整備支援を通じて促進。
- 理工系分野への進路選択の促進に向け、女子中高生や保護者、教員を対象として、大学・企業の双方からロールモデルを提示、ロールモデルによる出前授業を実施。
- 女性管理職の登用拡大に向けた大学ガバナンスコードの見直し、学部ごとの女子学生・女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進。
- 学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、大学への資源配分において引き続きインセンティブを付与。
- ライフイベントと研究との両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援。

（6）地域における女性活躍の推進

- 農業委員や農業協同組合役員等における女性割合の向上
 - 農林水産団体等の理事に占める女性割合の向上等に向け、具体的な目標の設定等の仕組みづくりを働きかけ、多様な女性の登用促進に向けた事例集を令和5年度中に作成。
 - スマート農林水産業の推進、女性が扱いやすい農業機械等の開発、育児との両立などに関するサポート活動、更衣室や託児スペースの整備、研修会の実施等により女性が活躍しやすい環境を整備。
- 校長・教育委員会等における女性割合の向上
 - 各教育委員会の事業主行動計画等において、女性登用の具体的取組を未だ定めていない教育委員会や学校法人に対して、速やかに定めるよう要請。
 - 校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有、他地域の好事例やロールモデルの提供。
 - 女性教員が管理職選考試験を受験するにあたっての困難さや課題を把握、必要となる取組を令和5年度中に検討。
 - 各教育委員会における学校の働き方改革等に係る計画の策定や公表、その取組状況等を「見える化」する枠組みを令和5年度中に検討。
 - 女性教育委員がない市町村に対して早期の女性教育委員の選任に向けた速やかな対応を要請。

（7）防災分野

- こどもや要配慮者の預け先の確保等の環境整備など、災害対応に携わる職員への支援を行う地方公共団体の好事例を継続して収集・展開。
- 「防災・復興ガイドライン」に基づく学習プログラムや、女性の地域での防災活動への参画等を紹介する「ノウハウ・活動事例集」を地方公共団体職員向けの研修、女性防災士や地域の女性防災リーダーとの勉強会で活用。
- 女性の自衛官の採用・登用を積極化、隊員の意識改革、仕事と育児・介護等の両立支援等を一層推進。新たなハラスメント対策を確立。
- 消防吏員や消防団員、地方警察官など防災の現場等における女性割合の目標達成に向けて、女性の参画拡大の環境整備。

（8）国際分野

- 在外公館の各役職段階に占める女性の割合向上に向けて、省内公募の活用、管理職や管理職候補への中途採用や民間登用の推進等。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」における 文部科学行政関連記載

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

(1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消

○女性のキャリア意識をめぐる課題の解消

②固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消

各都道府県教育委員会に対して、初任者研修や校内研修等において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための教員研修プログラムの活用を促すとともに、特に校長等の管理職や進路指導担当教員については、教職員支援機構の動画教材の活用等により、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための研修を受講するよう要請する。【文部科学省】

学校現場において、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育を推進するための教材、指導の手引き及び保護者向けの啓発資料を活用するよう各教育委員会に促す。また、児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための取組や、幼児期からも同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境の整備に資する取組を行う。【文部科学省】

(5) 地域のニーズに応じた取組の推進

①独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5年4月11日）に盛り込まれた施策・取組について、令和5年度より実施可能なものから計画的に実施する。その一環として、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。【内閣府、文部科学省】

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 配偶者等からの暴力への対策の強化

③非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）に関する予防啓発

非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）は、重大な人権侵害であり、許されない行為であること、また、暴行、傷害、監禁、強要等の犯罪に該当し得るほか、ストーカー事案として相談支援の対象となり得ることを踏まえ、若年層に対する教育及び広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、文部科学省】

④ストーカー対策の強化

令和4年7月に改訂されたストーカー総合対策を踏まえ、被害者等からの相談体制の充実、一時避難所を確保するために必要な連携体制整備等の推進を図る。また、個々の加害

者の問題性を踏まえ、関係機関等が適切に連携し、様々な段階で加害者に対して更生のための働きかけを行う。【内閣府、警察庁、法務省、**文部科学省**、厚生労働省、関係府省】

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

③わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止と予防

児童、生徒等への性暴力を行った教員については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)及び同法に基づく基本指針等による取組を進め、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底する。【**文部科学省**】

加えて、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等のもとより、教職課程内外の活動等を通じて、性暴力等防止等の重要性に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう周知する。また、教育委員会と教育職員の養成課程を有する大学等の連携の在り方等に関する調査研究や全国の事例の収集・発信を行う。【**文部科学省**】

④被害申告・相談をしやすい環境の整備

エ 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)は、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながる事が重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、**文部科学省**、厚生労働省、関係府省】

⑤切れ目のない手厚い被害者支援の確立

ア ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、病院(医師、看護師等)、法テラス、弁護士、女性相談支援センター(旧婦人相談所)、女性自立支援施設(旧婦人保護施設)、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、**文部科学省**、厚生労働省】

⑥生命(いのち)の安全教育の全国展開の推進

生命(いのち)を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命(いのち)の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命(いのち)の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。【**文部科学省**】

⑦学校等で相談を受ける体制の強化

教育相談体制の強化のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き促進するとともに、オンラインカウンセリングなどの支援を行う活用拠点を設

置する。性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒等からの相談に適切に対応することができるよう、教育委員会等に対し性被害を含む相談対応に関する周知を図る。【文部科学省】

⑨インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組

被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するため若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

競技大会におけるアスリートや児童生徒等に対する盗撮や盗撮された性的意図を持った写真や動画の拡散等に関する問題について、日本オリンピック委員会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。【警察庁、法務省、文部科学省】

⑩「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行

「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」（令和5年3月30日関係府省取りまとめ）において取りまとめた施策について、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、関係府省が一体となって確実に実行する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省】

⑪社会全体への啓発

「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で徹底した広報活動を展開し、啓発を強化する。また、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること等について各界各層を対象に啓発を強化するとともに、特に身近な者からの被害が潜在化・深刻化しやすい子どもを始め、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を徹底する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

（3）ハラスメント防止対策

②就職活動中の学生に対するハラスメントの防止と適切な対応

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントや教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止のため、大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を一層強化する。【文部科学省、厚生労働省】

③高等教育機関におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の推進

各大学及び高等専門学校等の高等教育機関におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等及びその他のハラスメントについて、「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（4文科高第1246号令和4年11月22日文部科

学省高等教育局長通知)を踏まえた取組を推進する。【文部科学省】

(5) 生涯にわたる健康への支援

③女性の健康に関する理解の増進等

学校における健康教育の充実、教員の理解の促進等を図るため、各学校における産婦人科医や助産師等の専門家の外部講師の活用を進める。また、月経随伴症状等の児童生徒の健康状態把握のために、児童生徒の健康診断を実施する際の保健調査票の活用により、所見を有する女子児童生徒に対する健康相談や保健指導の実施を進める。さらに、教員が児童生徒の健康課題に対する基本的な理解を深められるよう、月経随伴症状等の女子児童生徒の主な健康問題について、都道府県教育委員会等を通じて周知する。あわせて、児童生徒が月経随伴症状等の身体・健康上の理由によりやむを得ず学校を欠席する場合において、そのことのみをもって学習評価や入学者選抜において不利に取り扱われることのないよう周知する。

また、健康日本21(第三次)に「女性の健康」が盛り込まれたことも踏まえ、女性の健康に関する情報提供サイトの普及啓発を図るとともに、「女性の健康週間」の実施、ホームページやSNS等の様々なコンテンツを活用した情報発信や、好事例の横展開を図る。【文部科学省、厚生労働省】

⑥スポーツ分野の女性参画拡大

女性アスリートが、健康かつ安心して競技スポーツを継続できる環境を整備することは重要である。女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備のため、女性が抱える健康課題等を解決するためのプログラムの開発や相談体制の充実、妊娠・出産・育児等へのサポートなど、各ライフステージに応じた支援体制の整備に取り組む。さらに、公益財団法人日本スポーツ協会(J S P O)が実施する公認スポーツ指導者資格の取得促進や女性スポーツ指導に関するハンドブックの活用を通じた各種研修の充実等の取組への支援により、女性競技者の健康課題等への理解促進や、指導現場における暴力やハラスメント行為の根絶を進める。

また、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、スポーツ団体における女性役員の育成支援の実施等により、スポーツ団体ガバナンスコードに基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合の設定及びその達成に向けた具体的な方策等の取組の促進を図る。【文部科学省】

IV 女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

(5) 科学技術・学術分野

①女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進

理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を目的として、大学が民間企業等と連携して行う取組を、大学の体制整備支援を通じて促進する。【文部科学省】

女子中高生の理系分野に対する興味関心を喚起し、進路選択に大きな影響を与えうる教員と保護者への女子の理系進路選択に関する理解の促進等、理系分野への進路選択支援を行っている大学等を引き続き支援する。また、これらの取組成果を含む支援の重要性を大

学、教育委員会等へ発信し、更なる取組を促進する。【文部科学省】

女子中高生のみならず、保護者や教員も対象として、大学・企業の双方からロールモデルを提示し、ロールモデルによる出前授業を実施すること等により、理系選択者の増加に向けた取組を行う。特に、人口5万人未満の地域においては、理工系に対する興味を深める機会等が相対的に不足しているとの調査研究結果を踏まえ、当該地域においてロールモデルの提示等を行うことにより、女子中高生の理工系分野への進路選択の促進に取り組む。

【内閣府、文部科学省、経済産業省】

児童・生徒の理科教育における興味・関心をより高め、理系分野等を選択する児童・生徒の増加につながるよう、理系分野等の専門知識を有する外部人材が学校現場で活躍できる環境を醸成する取組を一層促進する。【文部科学省】

学部等の枠を超えた大学入学者選抜の実施などによる入学後の専攻分野の決定（レイトスペシャライゼーション）や、入学後の専攻分野の転換、編入学など、学生が大学での学修の中で専攻分野を決定したり、専攻分野の転換をより容易にしたりする等の複線的・多面的な学びを通じて、早期に文理選択を行う必要のない環境の構築に取り組む大学を支援するとともに、好事例の収集及び普及・展開に取り組む。【文部科学省】

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、学部転換等の改革に踏み切る大学・高専を機動的かつ継続的に支援することで、成長分野への女子の進学者増を目指す。【文部科学省】

女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象にした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行うとともに、好事例等の情報提供を行う。【文部科学省】

②科学技術・学術分野における女性登用の促進

女性管理職の登用拡大に向けた大学ガバナンスコードの見直し、学部ごとの女子学生・女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進を図る。【文部科学省】

学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を始めとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のための必要な施策を講じる。【文部科学省】

公的研究費の若手研究者向け支援事業の公募要領における年齢制限等において、出産・育児の期間を考慮する取組を促進する。また、大学等において若手教員採用の際の年齢制限についても同様の措置を図る。【内閣府、文部科学省、関係府省】

出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。また、ハラスメント対策や、取組を実施するにあたって必要な組織対応の観点から大学等の取組を促す。【文部科学省】

(6) 地域における女性活躍の推進

②校長・教育委員会等における女性割合の向上

ア 校長等への女性の登用の促進

女性活躍推進法に基づく各教育委員会の事業主行動計画等において、校長、副校長及び教頭のそれぞれの女性割合の目標や登用のための具体的取組を未だ定めていない教育委員会や学校法人に対して、速やかに定めるよう要請する。【文部科学省】

校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有するとともに、他地域の好事例やロールモデルの提供等を行い、女性の管理職への登用を促進する。また、収集した好事例等を発信するための全国フォーラムを開催し、特に管理職への女性登用が進んでいない地域の学校長等の管理職人事担当者（課長クラス）が参加するよう各教育委員会等に促す。【文部科学省】

女性教員が管理職選考試験を受験するにあたり、受験要件を含め、どのような点に困難さや課題を感じているかを把握し、その結果も踏まえ、必要となる取組を令和5年度中に検討する。【文部科学省】

教職員の男女がともに仕事と育児・介護等を両立できるようにするという観点から、学校における働き方改革を進めることは重要であるため、各教育委員会における学校の働き方改革や業務改善に係る計画（時間外在校等時間に係る目標やICTを活用した業務効率化を含む。）の策定や公表、その取組状況等を「見える化」するための枠組みについて、令和5年度中に検討を進める。【文部科学省】

独立行政法人教職員支援機構が行う校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修について、女性教職員の参加割合30%以上の実績を維持するとともに、特に女性管理職が少ない都道府県教育委員会に対し、積極的に女性教員を推薦するよう要請する。また、妊娠中の教職員や子育て・介護等を行っている教職員が参加しやすいようオンライン研修を積極的に取り入れるとともに、集合型研修を行う場合においても、これらの教職員が参加しやすいよう教育委員会に対して環境の整備を促す。【文部科学省】

イ 教育委員会等における女性登用の推進

女性教育委員がない教育委員会に対して行ったフォローアップの結果を踏まえ、女性教育委員がない市町村に対して早期の女性教育委員の選任に向けた速やかな対応を要請する。【文部科学省】

学校運営協議会の女性委員の割合を公表し、女性委員がない学校運営協議会に対する女性委員の登用促進を各教育委員会に働きかけるとともに、フォローアップを行う。【文部科学省】

（7）防災分野

②防災の現場等における女性の参画拡大

防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。【内閣府、総務省、文部科学省】





「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）

<p>【幼児期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない ・いやな触られ方をした場合の対応 等 		<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない ・いやな触られ方をした場合の対応 ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等 		<p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分と相手を守る「距離感」について。 ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示） ・性暴力被害に遭った場合の対応 等 		<p>【高校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分と相手を守る「距離感」について。 ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラ等の例示） ・二次被害について ・性暴力被害に遭った場合の対応 等 <p>【特別支援教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。 ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。 <p>【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力の例、実態 ・身近な被害実態 ・性暴力が起きないようにするためのポイント ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等 	
--	---	--	---	--	---	---	---

各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的に御活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



<動画の構成>

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したものである。
- ・平成22年に初めて作成して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表**。

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

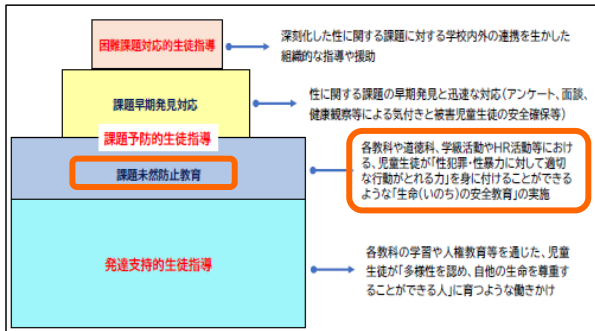
「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」（P255～P261）

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、**安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。**
- ・**児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。**

○該当箇所抜粋

表3 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校（低・中学年）	自分と相手の体を大切にすることを身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようになる。
小学校（高学年）	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようになる。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようになる。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な関係でも相手が嫌ということはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

3

「生命（いのち）の安全教育」について ～性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために～

令和2年度から令和4年度までの取組：**教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施を通じ、**

「生命（いのち）の安全教育」の導入に参考となるコンテンツの作成・普及による環境整備

- 教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）▶教材等を活用した指導モデルの作成（令和3年度～）・事例集の作成（令和4年度～）
- 動画教材の作成・公表（令和4年6月）、教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）
- 生徒指導提要の改訂にあたり、性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）

令和5年度からの取組：**これまでの取組を継続しつつ、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進**

※ 下線は令和5年度「生命（いのち）の安全教育推進事業」において実施

～令和5年度 春頃

・「生命（いのち）の安全教育」ウェブサイトリニューアル

夏頃

- ・事例集（令和3・4年度実践例）の公表
- ・「生命（いのち）の安全教育」実施状況の公表
→「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」から令和3年度における「性犯罪・性暴力防止のための教育を実施しているか」「文科省作成の「生命の安全教育教材」を活用しているか」等の実績を公表

指導モデルの構築

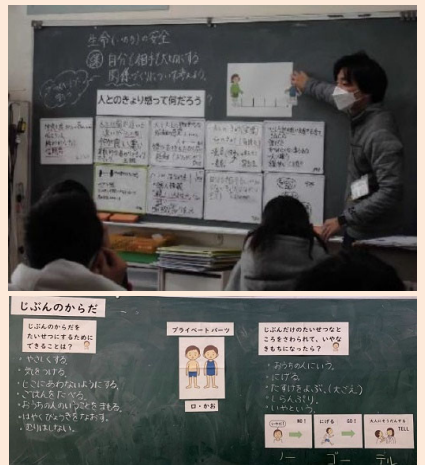
↓
授業等での実践

事例集の作成

↓
事例収集

↓
公表

<授業等での実践の様子>



秋～冬頃

- ・**全国フォーラムの開催**
→授業実践や教職員研修等の実践事例の共有
→担当者同士の交流促進等を予定

上記の他、各種会議等を通じ、教育委員会等に向け「生命（いのち）の安全教育」の実施のための働きかけを随時行う。

4

< 男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発 >

児童生徒等が自身の将来を固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、2019年度に実施した実態調査のデータ等を活用し、2020年度に教員が学校現場で生じるバイアスのケース等について理解を深め、指導に役立つ気づきを得るための教員研修のモデルプログラムを作成。

< 研修プログラムで提供する教材 >

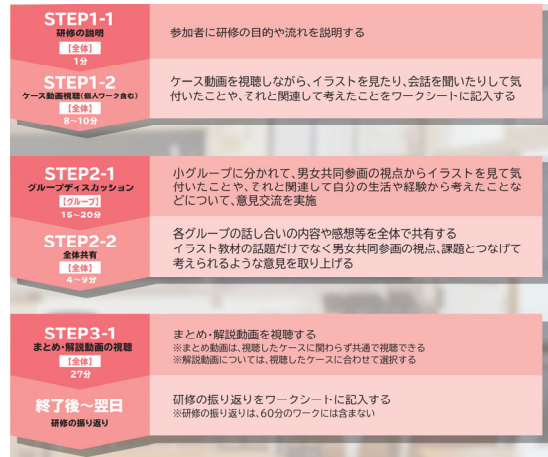
- ◆ 動画教材：ケース動画（11の教育現場）の他、それぞれの解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画など
- ◆ ワークシート：気付いたことやディスカッションをして思ったこと、研修の振り返りを記入して研修効果を高めるために活用
- ◆ 実施の手引き：動画教材を対象や時間、目的等に合わせた組み合わせで研修を企画・実施するために活用

主な対象	ケース(場面)			
小学校教員 【初期・中堅】	ケース1 教室の日常 (家庭科・掃除)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小学校での キャリア教育	ケース4 ワークライフ・ バランス
	ケース5 教室の日常 (理科の実験)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
中学校・高校教員 【初期・中堅】	ケース8 教室の日常 (校務分掌)	ケース9 教員の日常 (校長会議)	ケース10 ミドルリーダー への声かけ	ケース11 男性教員の 育休取得
管理職/管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】				

< 研修の流れ >

基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）

- ①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催
※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も掲載。



< 学校と地域で育む男女共同参画の促進 >

小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成。

< 小学生・中学生向け教材 >

4種類の教材（小学生低学年・中学年・高学年、中学生向け）と教育プログラムを企画・実施するための「**指導の手引き**」を作成。

本教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、社会科、家庭科、技術・家庭科、道徳、特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられており、授業、指導に当たっては、教材の一部を活用することも可能。

らしさってなんだろう？

「男なんだから ○○しなさい」 「女なんだから ○○しなさい」

と周りの人から言われたことはありませんか？

社会的・文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という偏見や偏り

人それぞれの性に対する意識や行動の違い、個性や能力を認め合って、自分らしく生きることができる社会を目指すことが大切です。

中学生向け教材

< 保護者向け啓発資料 >

保護者に対し、教育内容や男女共同参画の意義を説明するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等について伝えるための資料や小学生向け家庭学習シートを作成。

「学校と地域で育む男女共同参画」のご案内

身近なところにも男女共同参画が関わっています

男女共同参画促進に向けた教育の概要

教育現場の現状

教育の目標

男女の役割の意識

固定された性別役割分担意識の解消

コラム「生命(いのち)の安全教育」のご紹介

データから見た男女共同参画：家事・育児に関する協力は進んでいるの？

共働き世帯の増加と性別役割分担意識

共働き世帯を持つ2歳未満の子どもを育児している母親

保護者向け啓発資料